

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(学 事 法 制 課 取 扱 い) 1
○鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(会 計 課 取 扱 い) 1
訓 令	
○鹿 児 島 県 公 文 書 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	(学 事 法 制 課 取 扱 い) 4
告 示	
○海 岸 法 の 規 定 に よ る 工 作 物 の 保 管	(河 川 課 取 扱 い) 6
○鹿 児 島 県 収 納 代 理 金 融 機 関 の う ち 郵 便 貯 金 銀 行 に 関 す る 事 務 取 扱 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※)	(会 計 課 取 扱 い) 6

規 則

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 31 号

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 (平 成 6 年 鹿 児 島 県 規 則 第 66 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 1 の 2 (1) の 表 中

健康管理概論	2	を
健康管理概論	2	に、
生物概論 健康と運動	2	を
生物概論	2	に改める。

附 則

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 別 表 第 1 の 規 定 に か か わ ら ず、 尚 且 従 前 の 例 に よ る。

鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 32 号

鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条 及び 第 22 条 第 1 項 中 「第 6 条 第 1 項」 を 「第 5 条 の 9 第 1 項」 に 改 め る。
 第 24 条 第 4 項 第 1 号 中 「5 万 円」 を 「10 万 円」 に 改 め る。
 第 39 条 第 1 項 及 び 第 2 項 並 び に 第 44 条 第 2 項 中 「年 2.5 パーセント」 を 「年 3.0 パーセント」 に 改 め る。

別記第 2 号様式その 2 及びその 3 を 次の よう に 改 め る。

その 2（物品（総価契約）用）

予 定 価 格 調 書

番号	品 名 形 状	数量 単位	単価	予定価格	入札（見積）書比較価格 （予定価格の100/110）	備考


~~~~~						
	計					
年 月 日 決 定						
契約担当者						Ⓜ
取 扱 者						Ⓜ

その 3（物品（単価契約）用）

予 定 価 格 調 書

番号	品 名 形 状	数量 単位	単価	予定価格	入札（見積）書比較価格 （予定価格の100/110）	備考
	-----					
	-----					
	-----					
	-----					
	-----					
~~~~~						

年 月 日 決 定						
契約担当者						Ⓜ
取 扱 者						Ⓜ

訓 令

鹿児島県訓令第 3 号

鹿児島県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公文書管理規程の一部を改正する訓令
鹿児島県公文書管理規程（令和 6 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
別記第 9 号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 242 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 37 条の 8 において準用する同法第 12 条第 4 項の規定により除却した工作物（以下「工作物」という。）を同法第 37 条の 8 において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により保管した。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 工作物の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	除却した日時
船舶 1 隻	西之表市西之表字大畑 17395 番 4 地 先の一般公共海岸区域内	令和 8 年 3 月 5 日 午後 2 時 45 分

2 工作物の保管を始めた日時

令和 8 年 3 月 5 日午後 4 時 30 分

3 工作物の保管場所

西之表市西之表字大樋之上 14023 番 4 地先の道路敷資材置場

4 保管した工作物の返還

(1) 返還期限

令和 8 年 9 月 7 日

(2) 返還の申出及び問合せ先

鹿 児 島 県 熊 毛 支 庁 建 設 部 建 設 課 用 地 管 理 係

西之表市西之表 7590 番地 郵便番号 891-3192

電話 0997-22-1136

(3) 費用負担

工作物の除却、保管、売却、公示、その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

鹿 児 島 県 告 示 第 243 号

鹿 児 島 県 収 納 代 理 金 融 機 関 の う ち 郵 便 貯 金 銀 行 に 関 す る 事 務 取 扱 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よ う に 定 め た。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 収 納 代 理 金 融 機 関 の う ち 郵 便 貯 金 銀 行 に 関 す る 事 務 取 扱 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

鹿 児 島 県 収 納 代 理 金 融 機 関 の う ち 郵 便 貯 金 銀 行 に 関 す る 事 務 取 扱 要 綱 （ 平 成 12 年 鹿 児 島 県 告 示 第 481 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 8 条 第 2 項 中 「 払 込 取 扱 票 」 の 次 に 「 又 は 当 該 払 込 取 扱 票 を ス キ ャ ナ （ こ れ に 準 ず る 画 像 読 取 装 置 を 含 む ） に よ り 読 み 取 っ て で き た 電 磁 的 記 録 （ 電 子 的 方 式 ， 磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 す る こ と が で き な い 方 式 で 作 ら れ る 記 録 で あ っ て ， 電 子 計 算 機 に よ る 情 報 処 理 の 用 に 供 さ れ る も の を い う ） 」 を 加 え る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。